

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）

(1) 事業目的

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、最終処分場その他の処理施設であって政令で定めるものをいいます。）を設置しようとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、松江市長）の許可が必要です。産業廃棄物処理施設には、生活環境保全上の支障を生じさせないよう構造基準、維持管理基準等が定められています。また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱において関係住民への説明等事前協議を定めています。

こうした法律や基準、指導要綱の趣旨に沿った施設の設置を進め、住民の理解と安全で信頼できる施設の確保を図るとともに、稼働中の施設に対する監視・指導等を実施します。

(2) 取組状況

① 産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する審査

令和元年度末における県内の産業廃棄物中間処理施設の設置数は259施設、産業廃棄物最終処分場の設置数は17施設です。詳細については、資料編：表1及び2に記載しています。

② 産業廃棄物最終処分場の監視指導

6施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果、1施設を除いて基準以内の結果となりました。また、その1施設においても、法令に基づく基準（自らの維持管理計画に定める基準）を超過する結果となりましたが、改善指導等を行い、その後の測定では基準値以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表3のとおりです。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は、全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表4のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6151